

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、
平成29年(ワ)第85号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外373名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (401) (原告らの請求方法について)

2019(平成31)年4月11日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 野 寺 利 孝

同 弁護士 広 田 次 男

同 弁護士 鈴 木 堯 博

同 弁護士 米 倉 勉

同 弁護士 笹 山 尚 人

同 弁護士 高 橋 右 京

同 弁護士 若 生 直 樹



第1 本準備書面の目的と射程

1 公害訴訟における「請求方法論」

公害訴訟・薬害訴訟においては、その損害賠償請求の方法に関して、そこで扱われる被害の深刻さに加えて、大規模な集団訴訟であることを背景として、「包括請求」とか「一律請求」という様々な請求方式が採用されて、積み重ねられてきた。しかし多くの公害訴訟の事例における請求方式は多様であり、その意味するところは単純ではない。

本件においては、四大公害訴訟にみられるような人身損害を基礎とする典型的な公害・薬害事案とは異なる、あらたな性質の被害が表れている。すなわち、原発事故による放射線被ばく、及び放射線被ばくを回避するために広範囲の地域において長期的な避難行動を強いられることによって生じた「地域社会生活の破壊」という、過去に類例のない損害の賠償が課題となっている。そのために、本件では、従前の公害訴訟における請求方式とは異なる請求方法を採用している。

2 一陣判決の誤りと本準備書面の射程

原告らは、本件の請求方法において、①損害項目を区別した上で、包括的損害把握に基づく「部分的な包括請求」と、②最低限の損害額としての「一律請求」という請求方法をとっている。

ところが、本件訴訟第一陣（福島地裁いわき支部平成24年（ワ）第213号、平成25年（ワ）第131号事件）の第一審判決（平成30年3月22日判決、以下「一陣判決」という。）は、①について、原告らがいわゆる「包括請求方式」をとるものと誤解し、さらに②について、原告らは「共通損害」のみを一律請求しているものとし、「個別損害」を審理の対象から除外するという誤りを犯した。

そこで、本準備書面において、原告らは、本件で採用している請求方法についてあらためて整理するものである。すなわち、原告らの請求方法の内容を明らかにした上で、従来の公害・薬害事件における裁判例と学説の集積の

中で、原告らの請求方法には合理性と正当性が認められることを、吉村良一教授の意見書（甲A666号証、以下「吉村意見書」という。）等による論証を含めて整理する。併せて、この論点に関する一陣判決の理解が、原告らの主張するところを正しく理解しておらず、不合理な解釈を行っていることをあらためて指摘するものである。

第2 本件における損害の概要

上記のとおり、本件における請求方法について論じる前提として、本件の損害の内容と特徴について、その概要のみを整理する。

1 被害の多様性・広範性

本件事故による被害地域からの避難行動を強いられたことによる被害は、生活と生産における多種・多様な部分に及び、被害の内容は非常に広範であるため、原告らに生じた損害項目は、本来極めて多岐にわたる。

2 請求内容

そのような損害の中で、原告らは本件訴訟において、①居住用不動産、②家財、③避難慰謝料、④故郷（ふるさと）喪失損害という4つの損害項目のみを請求している。それ以外の損害項目、例えば人身損害、休業損害、事業用の財産などについては、本件訴訟では請求しないことにしたのである。

3 包括的な損害であること（包括的損害把握）

上記の③避難慰謝料、④故郷喪失損害という2つの損害項目の内容たる被害は、いずれも個別的・単発的な損害ではなく、それぞれが多様で広範な内容を持つ損害である。すなわち、避難慰謝料は避難生活による日常生活阻害による多様な損害（仮設住宅での劣悪な住環境や、家族の離散、将来の見通しがつかない不安感など）を広く包含している。故郷喪失損害は、地域における職業生活の破壊、地域とのつながりの分断などの包括的生活利益（地域生活利益）の喪失、これによる深い喪失感など、多様な損害を

包含する。

いずれの損害も、多種多様な損害要素が、相互に関連して影響し、絡まり合って、被害を全人格的なものに拡大し、深刻にしている。こうした多様な損害を、個別に項目化して評価し、合算することは困難であり、損害内容の全体的・総体的な評価を不可能にする点でも不適切である。そこで、包括的損害把握による損害の評価がなされる必要がある。この点について、吉村意見書は、「原発事故による本件被害は重層的で多様なものであり、その救済のあり方を考える場合に大切なことは、被害を個別バラバラに切り離してとらえるのではなく、包括的にかつ総合的に把握することである」（同9頁・16頁）と指摘し、「その意味で、包括的・総体的損害論とも言うべきこのような損害把握こそが、本件被害においても出発点に置かれるべきである」（同16頁）とする。

そのようにして包括的に把握されたのが、避難慰謝料と故郷喪失損害という、2つの損害である。

さらに、故郷喪失損害においては、精神的苦痛による損害（純粋慰謝料）に加えて有形無形の財産的損害を内容としており、それらを包括的に評価する「包括損害」であることが特徴である（吉村意見書19～21頁）。

第3 包括的損害把握（部分的な包括請求）

一本件の請求はいわゆる「包括請求方式」ではないこと――

1 公害訴訟における「包括請求」の役割

1960年代以降に積み重ねられた、四大公害事件をはじめとする多くの公害・薬害などにおいては、甚大な人身侵害を基礎とする被害について集団訴訟が提起された。そこでは、精神的損害、医療費などの人身損害、さらには休業損害や財物などの財産上の損害のすべてを総合して包括的に評価して一律の金額を請求する、「包括請求」という請求方式が提唱され、「原告らの蒙った社会的、経済的、精神的損害のすべてを包括する総体」（熊

本水俣病訴訟における「包括請求論」が損害であるとされた。その特徴は、被害者が被った様々の被害、不利益のすべてを包括的に損害としてとらえている点にある（吉村意見書9頁）。潮見佳男教授が指摘する「全人間的破壊による損害を総体として包括的に捉え、これへの賠償を包括して請求する方式」というのも、そのような趣旨である（甲A614号証271頁）。

吉村意見書は、「このような主張が行われた理由は、公害等の被害の場合、個別の損害の立証を個々の原告に求めることは酷であり、訴訟が遅延して迅速な救済が図れないとされる。・・・しかし、この点においてのみ包括請求論の意義や狙いを見ることは一面的なように思われる。なぜなら、包括請求論は、包括的で総体的な損害把握という損害の把握の仕方（損害論）において、大きな特徴を有するからである。」とする（同9頁）。これが、上記第2の3項で述べた包括的損害把握としての意義であり、包括請求の意義は、請求方式よりも、むしろ損害論における「包括的損害把握」にこそ見いだせるという趣旨である。

以上の点については、淡路剛久教授、潮見佳男教授、大塚直教授等、有力な損害賠償法の研究者からも同様の指摘がなされている（吉村意見書10頁）。例えば、潮見佳男教授は、「包括請求とは、加害行為により生じた全人間的破壊による損害を総体として包括的に捉え、これへの賠償を包括して請求する方式である。」とし、その意義について、「被害者の被った被害は精神的・肉体的損害はもとより、社会的・家庭的・経済的損害等多岐にわたるところ、これらの損害はそれぞれ別個独立に存在するのではなくて、相互に影響しあって被害を相乗的に拡大し、また複雑かつ深刻なものとしている。それゆえ、こうした損害を個別項目に分解して評価し、合算するのではなく、すべてを総体として有機的に関連させて捉える必要がある」と指摘する（甲A614号証271～272頁）。

2 損害の項目化の必要性

このように、公害・薬害訴訟において集積された包括請求論は、請求方

式（包括請求方式）として主張されてきたが、むしろ損害把握（損害論）のレベルにおいて意義がある。そして、そのような包括的損害把握の上で、請求方式としては、損害の項目化を重視する主張がなされてきた。

上記のとおり包括請求方式は、精神的損害のほか、全ての損害を全部包括して請求するものであり、これは人身被害を基礎とする全人間的破壊による損害を回復しようとする公害訴訟における、1つの到達点であった。しかしその一方で、失われた生活を完全に回復するために、包括的・総体的損害把握の上で、損害の一定の項目化を行うことが求められるに至った（吉村意見書17頁）。

すなわち、包括請求方式においては、従来の公害・薬害訴訟の事例において、その損害額の算定が不相当地低額に抑制されがちであることが指摘されてきた。それは、大量の被害者原告による集団訴訟における立証上の限界に加えて、全ての損害を包括的に一律請求することによる損害評価の平準化という要因が想定される。しかし、それでは全人間的・全生活的損害をもたらしている公害訴訟において、不法行為制度の持つ「原状回復」という目的が実現し得ない。そこで、基本的には包括的損害把握を基礎とした上で、損害項目の適切な項目化を行うことが必要となる。

この点について潮見教授は、「学説の議論の中には『包括的損害把握』と『包括請求方式』を混線している面が少なくない。」と指摘し、「包括的損害把握が正しいとしても、包括請求方式をとるべきことには直結しない」のであり、むしろ「包括請求方式が明確な基準を欠く分だけ、個別損害項目積算方式の優位性は否定できない」と述べる（甲A614号証274頁）。この見解は、甲A612号証においても重ねて強調されているところである。

3 本件は包括請求ではないこと

（1）損害項目積算方式に基づく「部分的な包括請求」

本件における請求は、旧来の意味における「包括請求方式」ではなく、上記のとおり、4つの損害項目を個別に積み上げる請求方式をとっている。ただし、その内容をなす避難慰謝料と故郷喪失損害という2つの慰謝料は、上記のとおり、いずれも包括的損害把握によって理解されるものである。

そして、特に故郷喪失損害は、狭義の慰謝料だけではなく、有形無形の財産的損害をも包摂する「包括損害」である。しかし、そこには有形の財物や休業損害等の損害項目は含んでいないため、「包括請求」ではない。敢えて言えば、「部分的な包括請求」と称するべきものである。本件では、損害認定（損害論）において包括的損害把握を採用しつつ、請求方式としては個別損害項目積み上げ方式を採用しているのである。

このような方法を探る理由は、本件被害における損害には、被害者ごとの個別性が非常に大きく、全ての損害項目を包括するような請求には無理があること、そのために把握しきれない損害を生じたり、あるいは過小な損害評価を招来したりする危険があるからである。

（2）本件の請求方法の正当性と有用性

原告らのこのような請求方法について、吉村意見書は、「原告の、損害を包括的に把握した上で、それを一定の項目に分けて算定し請求するという考え方は、これまでの損害賠償論、とりわけ公害や薬害等において発展してきた理論の延長線上に正当に位置付けられるべきものである」と評価している（同19頁）。

さらに、吉村教授は、その理由として、「本件事故被害の中には、放射線汚染により住宅や家財を失ったといった、個別に取り出して損害評価の対象とすることが可能な個別の物被害が多数存在し、また、様々な営業上・生業上の被害のように、明確な財産上の損失も重要である。これらには、当然のことながら、住民ごとの個別性も大きい。これらの個性ないし多様性を無視した議論は、かえって損害の総体としての把握の妨げとなり

完全救済に結びつかない事にもなる。本件事故の場合、すでに繰り返し指摘しているように、損害を包括的・総体的に把握することは、救済の出发点となるべきである。しかし、本件被害の多様性に鑑みれば、それらすべてを包括慰謝料として包括して算定し請求することでは、かえって、とらえきれない被害が残る恐れもある。したがって、避難者訴訟第1陣原告のように、何らかの項目化した算定と請求は有用である。」と指摘している（同19頁）。

同意見書は併せて、潮見教授が北海道訴訟において札幌地裁に提出した意見書の中で、「被害者に生じた生活の総体の破壊」を損害として把握しつつ、「被害者の権利の価値を金銭的に填補・保障するにふさわしい形で損害項目を抽出し、金銭の割り付けをし、積算」するという算定論を提起していることを紹介している（同19頁）。

このように、「包括的損害把握を採用しつつ、部分的な包括請求を行う」という請求方法は、これまでの公害・薬害訴訟の進展の中で位置づけられ、最新の有力な研究成果において、正当ないし有用なものと評価されているのである。

第4 いわゆる「一律請求」ではないこと

1 一陣判決の論旨

一陣判決は、原告らの請求を、大阪空港訴訟最高裁判決が採用した、いわゆる「一律請求」であると解釈し、以下のように判示している。

「原告らは、それぞれ様々な被害を受けているものの、本件訴訟においては、原告ら各自が受けた個別的・具体的損害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害のうち原告ら全員に共通する被害、すなわち一定限度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形、無形の損害及び精神的苦痛について、各自につきその限度で①故郷喪失・変容慰謝料及び②避難慰謝料という形でその賠償を求めてい

ると解される。」（一陣判決299～300頁）

一陣判決が本件における原告らの請求を大阪空港訴訟最高裁判決における「一律請求」であると位置づけている事実は、以上の判示の末尾に、最高裁昭和56年12月16日大法廷判決（大阪空港訴訟上告審判決）を掲示していることに示されている。それに加えて、裁判所が原告らに対して行った平成30年9月20日付求釈明において、上記大阪空港訴訟最高裁判決を引用した上で、同事件における「被上告人らの請求は『一律請求』と解されるところ、……本件訴訟における原告らの請求方式は、大阪国際空港公害訴訟における被上告人の請求方式と異なるのか、また、異なるのであれば相違点を明らかにされたい。」と記載していることからも明らかである。

しかし、原告らの請求する内容ないし請求方式は、大阪空港訴訟最高裁判決が採用した「一律請求」とは異なるものである。

2 大阪空港訴訟における「一律請求」

一陣判決が引用するように、同最高裁判決は、多数の原告らの被害について、「その具体的な内容において若干の差異はあっても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうる」として、「このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることが許されないではない」と判示している。ここでは、各原告らの生活妨害による被害が、その「性質」（内容）と「程度」の両面において同一と認められることを論拠として、同一である「共通損害」の「一律請求」が認められているのが特徴である。そのようにして、原告ら全員に共通する性質と程度の共通損害だけが請求されている。

3 本件における損害と「一律請求」の意味

これに対して、避難生活による「生活全体の破壊」という特質を持つ本件の損害は、避難慰謝料と故郷喪失損害のいずれの損害においても、各原

原告に生じている損害は同一ではない。騒音による生活妨害という被害とは異なり、原告らが地域で享受していた包括的生活利益の内容は多様であり、その職業、年齢、生活状況などの属性に応じて、その侵害となる損害事実は異なっている。避難生活による日常生活阻害についても同様であり、その侵害の内容と程度は、それぞれの置かれた状況によって異なっている。このように、原告らの損害は、性質（内容）においても程度においても、一人ひとり異なっているのである。

但し、これらの慰謝料の内容は、その多様な被害の内容を包括的に理解して評価するならば、上記のとおり、原告らに共通する性質を持つ「同質の被害」として、避難生活による日常生活阻害による多様な損害（避難慰謝料）と、地域における包括的生活利益の喪失による損害（故郷喪失損害）という2つの損害として、把握することができる。しかし、こうした包括的損害把握が適切であることは、各原告らの受けている損害が同一であることを意味しない。その具体的な損害事実の内容と被害の程度は、それぞれ異なるからである。

したがって原告らは、一陣判決が判示するような、「全原告に共通する損害」と「個別の損害」を区別して、共通する損害だけを請求しているものではない。繰り返し指摘してきたとおり、原告らは、それぞれについて生じている損害（故郷喪失損害及び避難慰謝料）の全部を主張・立証した上で、原告ごとに内容（被害事実）も程度も異なるそれらの損害において、その「程度」について全ての原告に共通して「最低限生じている損害額」として、一律の金額を請求したものである（吉村意見書25頁は、「発生した損害をどのように区別し、それぞれに異なる算定要素をあげることは、そもそも不可能である」と指摘する。）。

このように、本件における請求は、上記大阪空港訴訟における最高裁判決が判示した「一律請求」とは異なるものである。

4 多くの公害訴訟における一律請求の意味

(1) 一律請求の必要性

これまでの多くの公害・薬害訴訟における包括請求は、同時に一律請求という形式をとっていた。人身損害を基礎とする全人格的・生活的な破壊という被害の本質的な同一性（人間の等価性）と、集団訴訟における個別の主張・立証の困難さを基礎にする立論であったと解される。

吉村意見書は、この点について以下のように述べている。「公害訴訟において、これまで、一括ないし包括請求と組み合わせて、『一律請求』方式がとられてきた。その実践的な意図は、集団訴訟という形をとる公害訴訟において個別額の請求をすることの（運動的な）難しさや主張立証負担の軽減といった訴訟活動上の理由にあったが、同時に、問題となっている被害が生命身体被害といった本質的な同質性（人の生命・身体価値の平等性）を持つ法益が侵害されているという理念的な位置づけがあった。また、実際には、全原告に一律額ではなく、症状に応じた類型的一律請求方式がとられることが多かった。」（同24頁）。

(2) 一律請求の論拠

続いて吉村意見書は、潮見教授が、一律請求を「支える論拠」として、「①被害が被害者の人間として生きる道を奪われたことであり、人間としての価値には差がないこと、②各被害者の被害は共通性と等質性を持っているので、その共通部分に着目して一律の額を請求するという根拠、③集団訴訟の特質から、請求する額以上の損害を被っているが、その最低の線で一律額を請求するという根拠（なお、この点に関し、一律請求は「一部請求」であるとの主張が併存するが、裁判所は、損害の全体像を示したものではないから一部請求ではないとして、これを否定していることも指摘されている）の3つを挙げていることを紹介する（潮見佳男「不法行為法」甲A614号証272頁）。なお、同教授は、この3つがなければ一律請求が認められないと言っているわけではない。（吉村意見書24頁）。

そして吉村意見書は、「この整理を踏まえれば、これまでの公害訴訟に

おける『一律請求』は、共通して、①の被害の本質的同質性を基礎に、それに③の論拠を附加しているものであることが分かる。その上で、②の論拠は、大阪空港判決が、騒音被害の特質を踏まえて、一律請求を正当化するために持ち出したものである。西淀川判決は、②によることなく、しかし、一律請求は違法ではないとしている。」と分析している。

以上のとおり、「一律請求」という請求方法による多くの公害訴訟は、

① 人格的等価性

被害が被害者の人間として生きる道を奪われたことであり、人間としての価値には差がないこと、

③ 集団訴訟であることによる制約

集団訴訟の特質から、請求する額以上の損害を被っているが、その最低の線で一律額を請求するという根拠

によって基礎づけられている。

他方で、多くの公害事件における損害は、「② 被害の共通性と等質性」（損害の性質と程度が同じであること）を有しないものであり、大阪空港訴訟最高裁判決の判示した「精神的苦痛の性質及び程度において差異がない」とはいえないものである。その点で、大阪空港訴訟最高裁判決における「一律請求」は、騒音による生活妨害という特殊性によって導かれたものであり、他の一律請求方式に一般化し得ないものとおえる。

吉村意見書はこの点について、「大阪空港訴訟最高裁判決が理解した『共通損害としての一律請求』という考え方は、騒音訴訟に固有の事情の下では是認されうるものかもしれない。なぜなら、騒音被害の場合、騒音曝露により心身にストレスが加わるという点で住民に共通の被害があり、それは騒音の程度によって段階付けが可能であるので、その他の損害、例えば騒音による睡眠妨害で疾病になったといった個別事情による被害については請求しないという一律請求はありうる考え方だからである。」と指摘する（同25～26頁）。

(3) 本件被害の実態

以上のとおり、本件における被害は、これまでの多くの公害訴訟と同様に、「② 被害の共通性と等質性」を有しないものであり、かつ障害の程度や騒音の程度などによる段階付けがしにくいという実態から、大阪空港型の一法律請求はなし得ないのである。

5 本件における一法律請求の意味

(1) 全ての原告に共通する最低限の被害

それでは、本件において、原告らが避難慰謝料と故郷喪失損害の2つの損害につき一法律の金額を請求していることの意味はどのようなものか。

上記のとおり、本件における損害は、騒音による生活妨害のような被害の同一性を持たないため、全ての原告らに共通する損害部分だけを請求し、それ以外は請求しないという請求方法はあり得ない。現に、本件における原告らは、いずれも、それぞれに生じている損害の全てを主張・立証した上で、そのうちの2000万円（故郷喪失損害）、月額50万円（避難慰謝料）を一部請求しているところである。

その意味は、それぞれの原告らが受けている損害の性質、内容、程度には個別性があるとしても、包括的に理解・把握された上記2つの損害は、包括的生活利益の喪失ないし日常生活阻害という意味において本質的な同質性を有するから、それぞれの損害の程度について、最低限上記の金額の水準において共通するということである。損害の性質と程度における同一性という意味ではなく、損害の本質的同質性に基づく最低限の金額という意味での一法律・一部請求である。

そして、原告らは、上記2つの損害を金銭的に評価すれば、全ての原告について請求額の水準以上となることが、経験則上認められると主張しているのである。すなわち、交通事故損害賠償実務と異なり、我が国が経験したことがない未曾有の原発事故の賠償については、経験則というべきものが未だ確立されていない。そのため、本訴訟では、典型的な被害要素を

掲げながら、各種統計資料、現場検証、専門家意見（環境経済学の知見を含む）、陳述書、原告本人尋問等の立証手段によって、避難者生活に伴う精神的苦痛は少なくとも月額50万円、故郷喪失損害は少なくとも1人2000万円であるという経験則（賠償水準）を新たに導くことを求めてい る。

なお、この観点からすると、一陣判決が慰謝料について一定額の賠償水準を設けた点自体は是認できる（しかし、金額が低額すぎる点、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別しなかった点、区域毎に金額に差をつけた点は是認できない。）。

（2）最低限の一律金額を超える損害

本件における一律請求の意味が以上の内容だとすると、各原告においてこれを超える損害が認められる部分の取り扱いが検討される必要がある。特にそれは、裁判所が証拠調べの結果、原告らが主張する意味における、損害の最低限の一法律額が、原告らの請求する金額に満たない場合に問題となる。

そのような場合、原告らの請求が最低限の一法律額である以上、裁判所がそのようなものとして認めた金額を超える損害については、個別に損害に見合った損害額が認容されることになる。

例えば、原告らが請求している1人2000万円の故郷喪失慰謝料は、原告A、B、C全員に共通する最低限の損害としての一法律額であるが、もし裁判所が、Aは500万円、Bは1500万円、Cは2500万円という損害評価をしたのであれば、共通する最低限の金額は500万円ということになろう。そうであれば、裁判所は、Aについては500万円、Bについては1500万円、Cについては2000万円の賠償額を認容するべきである。

けだし、上記のとおり、原告らの損害の内容と程度はそれぞれ異なり、原告らはその損害内容の全てを主張立証した上で、共通する最低限の一法律額を認容するべきである。

金額を請求したのであるから、その結果、上記のような事実認定（損害評価）であった以上、2000万円の請求金額を上限として、それぞれについて、認定・評価した損害額が支払われなければならないからである。

原告らとしては、2000万円の請求をしている以上、共通する最低限の損害額がこれに満たないと評価されたとしても、その金額を超える損害部分の請求を放棄する意図などは持っていない。その意味では、請求額である2000万円は、認容金額の上限を画する意味を持つだけであって、その範囲で、各原告が受けた損害の全部が賠償されることを求めているのである。

したがって、原告らのこのような請求に対して、もし裁判所の認容する「最低限生じている損害額」が請求額に満たないのであれば、これを超える損害が生じている原告については、それに見合う金額が、請求額の範囲内で認容されなければならない（原告らは、各原告の個別事情を斟酌して、個々に損害額が算定されること自体を否定していない）。しかし一陣判決は、これを超える損害を、「個別損害」という内容不明の概念を創設して審理の対象から除外してしまった。このように、「全員に共通する被害」以外の損害を「個別損害」として捨象した一陣判決には大きな問題がある（被告も、準備書面（252）において、「原告ら全員に共通する損害」を認めるべきではない旨述べている）。

吉村意見書は、この点について「原告の『一律請求』を『共通損害の一律請求』と解するのではなく、同質の損害につき、その最低限に限定して請求しているものであることを正確に理解し、原告が主張する被害事実を踏まえて、原告に生じた損害が全体としてどのようなものであるかを個別に（あるいは原告数からそれが困難な場合は、多くの公害訴訟で行われたように類型化を行ったうえで）明らかにし、それに対する賠償額が原告が『限定して』請求した額を超えるのかどうか（超えれば全部認容となり超えなければ一部認容となる）を判断すべきである。」と指

摘する（同30頁）。きわめて明快かつ端的な指摘である。

以上